

書評

広田司朗『ドイツ社会民主党と財政政策』

山崎 怜

一 序

第二次戦後のわが国経済学界におけるさまざまの論争、たとえば、価値論論争、恐慌論論争、窮乏化論争、社会政策論争とやらで、財政学方法論にかんする論争は、批判的検討に値する重要論点をふくむものであるにもかかわらず、それ自体としての検討としてはなく、プラン論争の片隅のなかに矮小化されてとりあげられた感をぬぐいえない⁽¹⁾。とはいえ、それにはそれなりの理由もかんがえられるのである。論争は、それぞれの立場が、もっぱら、「資本論」的領域での方法論の領域に終始し、みずからの方法がいかなる実質的体系と結論とをうむかという確固たる根拠を欠如したものととして展開されたきらいがあった。論争をおなじ形式で追求するのは、「わが国における「資本論プラン」論者のプラン・フェティシズム⁽²⁾」に埋没したいわば財政学における方法フェティシズムにおちいってしまうであらうといっていえなくはない。しかし、一方、われわれは、たんなる実証分析や計数調査に身を投じてしまおうという、老たなる事実の森をいたすらにかけめぐる学問的盲目の無意味さを

広田司朗『ドイツ社会民主党と財政政策』

も知っているはずである。森にはいるまえに、人は、一定の眼をもたなければならない。もちろん、眼は、森のなかで点検され鍛錬され鈍なおされなければならないのもたしかであるが、にもかかわらず、眼は、集約的な視点としての地位を確保しなくてはならない。そうでなければ、森もみえず、森における個々の木々の役割もみえない。木をみて森をみないというのは、木もみていないのである。方法論が検討されてならないのではなく、それがいかなる方向において論定されなければならないかということなのである。わたしは、こうした観点にたつてかの論争をたんなる自慰におわらせないためには、必要な手続きのひとつが、マルクスなりエンゲルスなりの財政もんだいへの接近を、「資本論」のみならず、かれらの全著作と行動のなかで、あらためて再構成されることであるとかんがえ、また、そのさいの理論と実践のかんけいにかんする脈絡についても、かんたんな基本視角の提示ではあるが、試論をのべる機会をもつた⁽³⁾けれども、主として、イギリスに研究領域をさだめているげんざいのわたしには、かかるもんだいをつよく意識しながらも、十分にかえりみる余裕がないのであった。そうしたときに、本書があらわれ、わたし自身の一九世紀ドイツへのひめやかな研究意欲を一層かきたたられてしまったのである。この書評は、このようなわたしの興奮を基礎とする一文であり、たんなる書評の域をこえたものであるかも知れない⁽⁴⁾。

(1) たとえば、遊部久蔵編著『資本論研究史』(一九五八

年)をみよ。そのご、財政学者自身による論争の整理・拡充がこころみられてきてはいるが、いまのところ、未完であるといったものがおおく、ここでは言及しないのが至当であるろう。

(2) 佐藤金三郎「経済学批判」体系と「資本論」——「経済学批判綱要」を中心として——「経済学雑誌」第三一卷第五・六号、五九ページ。

(3) 小稿「財政思想と財政政策——政策論の方法と思想史の必然性——」『経済政策の現代的課題』(大泉行雄博士選 曆記念論文集) 所収。

(4) 以下では、残念にも右の小稿執筆時に出版されていなかった本書の叙述をおして、わたしの結論のひとつをかたることにもなるだろう。

二 問題意識と編別構成

著者は、みずからのゆたかなもんだい設定を、はしがきにおいて展開する。「私の素朴な第一の疑念」は「科学的社会主義」としては、たとえば租税問題は俗物の関心事にはかならなかった」というような「はたして社会主義財政思想は語るに足らない問題だろうか」ということ、第二に、「方法論的吟味にもとづいてその財政論を展開する場合に、少なくとも科学的社会主義を理論的支柱とし、しかもその主張を一個の政策体系に具体化したといわれる社会民主党の財政思想を考察することは、

この問題になんらか寄与するものがあるのではないだろうか。いわゆる理論の意味について、そしてまた理論と政策との関係について、なんらかの示唆が経験的に与えられはしないだろうか」であり、また、「修正主義思想の先駆者としての役割」をもつ「ドイツ社会民主党」は、修正主義の体系的批判のために、検討されなければならないにもかかわらず、「第二インタ」における修正主義批判は、多くはきわめて実践的な立場からの批判に重点をおくものであったといえる」し、「理論的側面にかんする批判においても、その多くが下部構造の問題に限られ……少なくとも財政問題についていえば、その検討はほとんどなされていないとい切ることができよう。この点の解明に多少とも立ち入ってみたいということが、研究の過程においてあらわれた私の第三の問題点であった。」「私の第四の問題」は「財政が政治と経済の交流の場である」から「財政問題を取扱うことは、いきおいわれわれを政治権力の問題に向わせる。とくに社会民主党がその財政的主張を政策にまで引き上げた場合、当然政策主体としての政治権力が問題とならざるをえなかった。この点の考察である。第五は、「いわゆる社会政策的財政学者と同じ土壌の上に、ほぼ同じ時期にあらわれ出た」社会民主党と、前者の代表的学者で自己を国家社会主義とよんだアドルフ・ワグナーのあいだに「関連があるかどうか、あるとすればどのような関係が存在するか」という点であり、第六は、「とくに二、三、四の問題点と関連する。上述の問題意識は、

社会民主党がいかなる立場でその政策を展開したかを追求するかぎりにおいて、政策主体としての党を中軸にすえた分析の方向を示すものである」が、「このことは、財政問題にかんする諸見解、ことにその政策的主張あるいはまた財政学に関するイデオロギーが本来どのような性格をもつかという問題を提起せずにはおかない。私見によれば、それは多くの場合、改良主義あるいはブルジョアのイデオロギーの枠内を出るものではない。このように理解するとして、社会民主党が財政ないし租税問題をいかにうけとめたかという問題は、それをうけとめる側のそれぞれの立場を考察することによって、改めてこれらの問題の本質的性格を例証することになりはしないだろうか。さらにまたこのような理解が、たとえば現在問題となっている構造改革論のような部分的改革論の本質照明になんらか寄与するところがありはしないだろうか」のもんだい意識である。

こうしたもんだい意識をもってすすめられた研究は、著者の「個人的事情」によって、考察対象を「財政全般でなく主として租税および予算問題に、財政政策史考察の場を主としてドイツ帝国の財政に」、「時期的に問題を第一次大戦前に限定」せざるをえなかったことを反映して、本書編別構成はつぎのようである。

第一部 ドイツ社会民主党の財政政策

序章 第二帝政ドイツと社会民主党

第一章 ビスマルク体制下の財政政策

広田司朗『ドイツ社会民主党と財政政策』

第二章 新航路政策の時代

第三章 結集政策と社会民主党

第四章 シュテングルの財政改革

第五章 シードローの財政改革

第六章 第一次大戦前の財政問題

第二部 ドイツ社会民主党の財政思想

第一章 予備的考察

第二章 間接税の否定

第三章 直接税の要求

第四章 予算および租税の協賛

第五章 社会民主党の財政思想

みられるごとく、第一部は、社会民主党の財政政策にかんする歴史叙述にあて、第二部は、その財政政策の思想的根拠の分析にあてられる。

三 第一部の主要内容

序章において、第二帝政ドイツの政治と経済と財政制度につき言及しつつ、著者は、ラッサール派とアイゼナッハ派の一八七五年ゴータにおける合同によるドイツ社会民主党の成立のべ、第一章は、党成立より「エルフルト綱領」までのビスマルク体制の財政政策とこれにたいする党の対決を説明する。ビスマルクは、帝国消費税収入と保護関税政策にもとづくユニカー階級の利益や大工業資本の世界市場進出を促進した。「改革の

焦点が関税および消費税に向けられたことは、ユンカーおよび大資本の経済的負担を労働者階級その他の国民各層に転嫁するものであったが、この改革の一環として成立したフランケンシュタイン約款——邦国分担金に参与する基準の人口数に応じたの交付金制(帝国収入の配賦)——は、帝国財政の安定化をめざすビスマルクの意図に反したことが注意される。さらにかは、うちつづく財政赤字の補填をねらって、農業関税の引き上げ、印紙税の採用、砂糖税率の引き上げ、火酒税法の成立という財政改革を実施していく。党は、その成立前、「全ドイツ労働者同盟」(ラッサール派)にあつても「社会民主労働党」(アイゼナッハ派)においても、すでに、間接税廃止の要求をもつた(一八六八年九月の第五回ドイツ労働者同盟大会決議、六九年八月の社会民主労働党綱領第三部第九項)。ラッサールは、その「労働者綱領」(一八六二年)や「間接税と労働諸階級の状態」(六三年)のなかで間接税批判をこころみ、ベーベルはこの見解の引用によつて間接税体系へのはげしい批判をくわえた。党の母体たる両派は、じつは、すでに、不一致を示す。たとえば一八七〇年七月の戦時国債提案をめぐる、ベーベルやリープクネヒトは棄権、シュヴァイツァー、メンデなどは賛成した。棄権理由は、賛成がビスマルク戦争政策の支持であり反対は罪悪的ボナパルト政策の協力を意味し、賛成派(ラッサール派)は、フランスの侵略にたいするドイツの防衛戦争であるというのであった。一八六七年一〇月の兵役服務法討議にさいして、リ

ーブクネヒトは絶対反対の立場をとるが、シュヴァイツァー派はプロイセン権力の功績とドイツの現実を承認したし、一八六九年營業条例のばあいも前者は敵対者との協議を拒否し、後者は労働者の現実的利益のための改良をかちとろうとした。予算協賛そのものについても、ベーベル、リーブクネヒトはその拒否を自明の原則とかがえ、ラッサール派はこれをひとつの手段にすぎないとみた。事情は、党成立ごにもちこされる。ビスマルクによる鉄道国有化計画にたいする党の決議文(一八七六年)は、一方で、「私有鉄道が国有に移ることに」賛成し、他方に、「帝国が全鉄道を所有した場合……主に階級国家および軍事的国家の利益を促進し……国民財産額が株式仲買人にこっさり手渡されるであろう」から「その計画を歓迎することはできない」といった具合の矛盾をふくんだのだった。予算もんだいにかんする党内対立は、総括予算と個別予算の区別を提起した。ハーゼンクレーヴァーは軍国主義経費の削減に賛成し、文化目的に役だつ項目にも賛成すると主張しながら「法律全体を否決する決意をなお常にもつ」という。党はタバコ専売案や火酒税案には反対したが、印紙課税にかんれんした取引税については、下層階級の租税負担軽減に役だつかぎり、これに賛成した(カイザーやメーリンクの見解)。間接税と予算の拒否が否定されたわけではないが、かかる思潮は、党の運命的分裂の原型を形成していったのであり、著者は慎重にこうした状況を叙述の布石としてえがきたのである。

ビスマルク退陣ごにカプリウィイが登場して陸軍強化と農業関税引き上げによる独占資本の世界市場進出策がとられ、一八九一年の大通商条約、九三年の小通商条約、九四年の対ロシア通商条約として具体化される。党は、関税率の引き上げが農民の利益になるとかんがえ、これに賛成の態度をとったのは、カプリウィイの政策が党の基本要求——関税体系の全面的撤廃——の部分的実現にあるのみならず、ユンカー孤立化のための闘争であったからである。党の支持なくして批准不可能であった。陸軍強化案の財源調達方法として、邦国にたいする資金交付金の確定、印紙税・消費税の増徴、タバコ製品税引上げ、葡萄酒税新設が企図された（反対おおくわずか富徴税および取引所税引き上げのみ採択）。党は、提案全体にたいして反対した。基本方針の未貫徹、予算権剝奪、間接税増徴の三点がその理由であったが、取引所税は間接税負担の減免に利用されるか軍国主義的目的に使用するのでなければ承認しようとし、このばあい、後者である以上、拒否される。しかし、かの予算協賛にかんして、農民階級比重の大きい南独では、党議員が九四年バイエルン邦国議會で予算賛成の票を投じた。賛成側は、帝國議會と地方議會のちがいが、時と場所に応ずる戦術手段、機械的なアシテーシヨンの回避、地方性への適応を論じ、反対派は、特殊性の否定、総括予算の拒否、原則を維持せよと迫った（「便宜や合目的性に勝利を与えるべきでなく、原則をして勝利あらしめよ」。党勢の伸長につれて予算協賛もんだいは、はげしい論争の対象とな

広田司朗『ドイツ社会民主党と財政政策』

るのである（第二章）。

カプリウィイにかわつたホーエンローエの出現は、ドイツ帝國主義の内外市場の支配へむかう要請のためであった。穀物関税の引き上げによる艦隊建設の財源確保というユンカーと独占資本の結合が結集政策の基盤である。一八九八年三月第一次艦隊法、一九〇〇年六月第二次艦隊法の成立とその財源たる印紙税引上げ、有価証券印紙課税、ビール、火酒、リキユールおよびシャンパン酒関税の引き上げが決定される。党はこの動きにたいし、軍国主義批判の原則的立場を堅持しつつも、ハイネのように、「それ自体は国民の防衛上必要でありかつわれわれの理想や原理と無関係な軍事費がある。……かかる軍事的要求は社会民主主義者もまた、十分な反対給付を得、そのための貴重な国民の自由が保証されるならば、これに協賛することができる」とのべるものすくなくならず、反対派ローザは「同志達が遅かれ早かれ、軍事的要求に協賛する（かも知れない。）……彼等の見解がより大きな地盤を得た場合、彼等は結局軍事案に賛成投票するであろう」ときめつけた。関税もんだいについても、党内は、カルヴェル、シッペルの修正派と原則派のカウツキーが論争者となつて相あらそう。予算についても、フェンドリヒは「エルフルト綱領」第二部をたてに、画一的な拒否をさけようとし、ローザは反対投票を主張、一九〇三年ドレスデン党大会は修正主義をしりぞける。とはいえ、さきの一九〇一年リュエベック党大会で、原則支持のシンガー案が例外規定をもつべ

（五七五）一〇七

ベル案に敗北したことは、「資本主義国家にたいする敵対者としてのネガティブな政策対応の仕方から、多少ともポジティブな対応の姿勢への変化がなされたとみることができよう」(第三章)。

一八七九年のフランケンシュタイン約款は、帝国主義的發展にともなう経費膨張をみだしえない結果をまねき、また、帝国と邦国の財政かんけいを複雑かつ曖昧ならしめた。シュテングルの「小財政改革」(一九〇四年)と「大財政改革」(一九〇六年)は、こうした帝国財政にたいする改革の第一のころみである。前者については、党は、帝国財政危機の打開を陸海軍軍費の制限と直接税収入にもとめていたから、計算上の措置によって解決しようとする政府の見解」には何も期待できなかったし、予算審議権の制限や公債依存への拍車をも疑問視した。後者は経費膨張に対処するビール税とタバコ税の増徴、受領証税、運送状税、通行税、動力車税、相続税の採用提案であった。党はその基本原則にもとづいて相続税以外の租税を拒否し、相続税の徹底化を強調する。相続税の資本蓄積阻止作用についてもその効果を否認する。かくして党は、大財産重課、小財産軽減という政府案より一步すすんだ独自の相続財産税案を作成して、ことごとく否決せられたにもせよ、著者は、党独自の提案が「従来の敵対的否定的な立場の表明に終始するのではなく、党の原理的主張の現実への適用、ポジティブな形で政策展開への機縁を与えられ、そのための一步をふみだした」ものだ

という(第四章)。

(五七六)一〇八

一九〇九年ジードーの財政改革案は、公債累積防止や収支の均衡、帝国と邦国の財政かんけい明確化を目的とするものであったが、相続税案をふくむ政府案のうち間接税からのみなる改革が成立をみたといわれる。もんだいは、審議過程における党の態度である。議案は、間接税と相続税案が個別法案として提案され、ことなつた政党の支持(保守派と自由派によって間接税を、自由派と社会民主党の提携によって相続税を支持させる)による成立が意図された。両案が統一法案に総括されていたならば、党は拒否の線をおしだしたかも知れぬ。またもや、党は苦境にたつのみならず、「軍事的必要からなされる直接税案」は論争をまきおこした。第一に、直接税の四倍の間接税をそのままにして、なお直接税に賛成すべきか、第二に、軍事費支出の直接税を承認すべきか、第三に、保守派と自由派の対立を利用し、自由派との提携のために直接税を協賛すべきか。第一については、修正派は相続税否決にもなう貧困者の莫大な負担を阻止すべきであるといい、急進派は相続税が間接税増徴の「無花果の葉」にすぎないとし、第二についても、修正派は党が支出目的を阻止しえない以上、経済的負担から労働者階級をまもることが重要課題であるとしたが、急進派は支出目的こそ決定的事項であるから反帝国主義闘争を展開すべきだといひ、反対投票を主張する。第三についても事態はおなじく、修正派は自由派との提携を、急進派は「革命的孤立化」の途を固持し

た。このころ、急進派内部が分裂傾向を示し、ゼネ・ストと共和国樹立のローザとゼネ・スト強行に反対するカウツキーとが対立し、後者はベーベルや党幹部の支持をうけ、マルクス主義中央派を形成したが、この時期の財政もんだいにおいては、修正派と急進派の差異が決定的で、急進派と中央派の対立は、財政もんだいのそとに展開されたとみるべきであろう(第五章)。

土地増価税(土地取得価格と譲渡価格の差額にたいする課税)の採用(一九一一年二月)は、党の賛成するところであつたがそのばあい、間接税軽減にかかわらしめ、都市租税収益割当の引きあげ、土地投機反対、賃借人への税負担転嫁阻止および帝国、邦国、市町村へそれぞれ、三〇%、一〇%、六〇%の割当を要求したが、実現されずに、配分は五〇%、一〇%、四〇%と帝国に有利に決定された。注目すべきことに、土地増価税の主張や自治体政策は、主として修正派に属する人々の展開するもんだいであつた。一九一二年に「二重国防法案」とその充足案が提出される。党議員団は、軍国主義に反対しながら、「現在の情勢下のようにわれわれが間接税の直接税による代置を達成しうる場合には、われわれはかかる直接税、例えば相続税にたいして賛成投票する用意がある」という。急進派は支出目的を重視し帝国主義的政策の財源たる租税は、いかなる税目もこれを拒否すべきであるとし、修正派は支出目的と収入調達もんだいを切りはなし、支出目的が変更不可能なばあいを前提として労働者の現実的利益を主張する立場から間接税の直接税によ

る代置、直接税への賛成投票を是認するさきへのべた方向の確認である。これは、党財政政策の重要な転回を意味した。これによつて、「党は現実には即した客観的租税政策を追求しえたいわれている。」ヒルファディングの見解は、まさしく、明快に、これに合致したものであつた。かれは、党の容認しがたい支出目的が現実には否決されなるとき、党の課題は、そのための費用を賄う租税の負担配分は間接税にかえて直接税を推進することにありとかがんがえ、「新税の拒否によつて帝国主義的政策を中止せしめ……支出の削減を……達成しうるのであれば、この収入の拒否に全力をつくすという社会民主党の義務になんらの疑念も存しないしまたその収入もすべて有産者にかかるであらう。しかしこのことが……達成されないとしても……党にとつては、いまや戦場を完全にあげわたし、闘争を放棄し、新税配分の仕方をもブルジョア諸政党に委ねることの理由にはならない」と表明する。

つづいて一九一三年、ふたたび国防法案が提出され、一二年度案をはるかに上廻る膨大な計画のため、充足案もまた巨額費用の財源の確保を意図し、国防分担金、所有課税、帝国印紙税改正、邦国の相続権規定が予定された。党の国防法案にたいする拒否の態度は、それなりに明確だったが、財政法案にかんしてはかたんでない。党は、帝国直接税実現のため財政法案を支持すべきか、それとも軍事政策反対の原則を貫徹すべきか、内政改革か反帝国主義か。しかも、ジードー財政改革のばあい

とこととなり、国防法案は党の反対にもかかわらず成立するみとおしたが、財政法案成立は党がいわばキャスティング・ヴォウトをにぎっていたのである。見解の対立は、提出案に賛成の立場をとるものと反対のものにわかれよう。前者は、党綱領の要求実現、租税の使用目的による租税賛否は綱領に無規定であり、直接税実現可能のないばあい拒否するのは党活動を困難にするなどの理由により、後者は、租税法案先議を主張するの軍拡案阻止の党はその前提となる所有税を拒否せよ、使用目的こそ重要だとする。ほかに棄権説もあつたが、結局、党議員団の意志決定は賛成多数で(五〇票対三七票、棄権七票)賛成投票に決定した。党議員団の賛成投票は、一九一三年九月のイーナ党大会でもんだいとなり、ウルムの決議案とガイアーはか八一名の提出したそれとが対立する。賛成派ウルムは(一)労働者階級のための租税の作用、(二)経済的強者による租税負担をあげ、租税負担配分闘争の重要性を強調、エルフルト綱領第一〇項の党の要求目標にはかならないとしても、少数派の党が抗議アクションに終始すれば、政策決定の場からみずからを除外することだといひ、使用目的が支持しがたいばあいに、労働者に有利な租税に賛成すべきであり、議員団の所有税賛成投票を弁護した。ガイアーは、核心が反軍国主義にあるとのべ、直接税推進の幻想性を指摘、原則的立場の貫徹を要求した。また、ブエーデクムが党の財政政策、政治情勢、議会活動の詳細を説明して議員団の活動を擁護したのたいし、ロー

ザはいかなる租税も資本制的生産かんけいをかえるものではなく、議員団の立場が将来戦争の勃発したさいに直接税か間接税かがもんだいとなれば、戦費を協賛せざるをえなくなると警告した。白熱の討議のあと、ウルム案はリーブクネヒトなどの修正のもとに、三三六票対一四〇票で採択され、ガイアーなどの提案は葬りさられ、かくて一九一三年、党大会において議員団の直接税賛成投票は承認されたのである。これは修正派と中央派の勝利であつたが、いまや、党はローザの予見したように、一九一四年の軍事費協賛につきすんだのである(第六章)。

四 第二部の主要内容

科学的社会主義あるいは社会民主主義では、理論的関心の喪失があるとみなす見解がおおい。その根拠は、たとえばマルクス、エンゲルスのことば、租税は「ブルジョアジーには重大なことがらだが労働者にはあまり関心をひかない問題である。労働者が租税として支払うものは、ながいあいだには労働力の生産費に加算され、したがって資本家によって賠償されなければならぬものだからである。」「租税についてのあらゆる研究や議論は、このブルジョア的關係が永遠につづくという前提のうえにたつているのである」などから、ふたつの見方がでてくる。第一は、いわゆる賃金鉄則の立場によって租税もんだいを不毛の領域としたとかがえ、第二は、経済発展の法則的認識自体が租税もんだいの無関心ないし過小評価を意味するとみ

る。第一の見方については、「さしあたりここでは、マルクスが間接税による実質賃金の低下を肯定している事実を指摘すれば十分であろう。」第二については、第一より重要な意味をもっているが、マルクス、エンゲルスが「折にふれて財政、租税問題を論じている事実」やいわゆる経済学プランをも反証としてあげうるし、「また体系的理論のない点については、関心の有無よりもその財政の本質認識が財政理論の展開を不可能にするものであるか否かが問われるべきである。……マルクスらの見解は、むしろ史的唯物論的視角から租税の本質を規定したのであり、かくてまた合法的な社会発展の過程における租税あるいは財政の位置づけ、さらには資本制社会における租税改革ないしは財政政策の限界を示すものにはかならない。」著者は、マルクスらの財政にかんする理論体系それ自体の検討やわが国での財政学方法論争の検討をこころみるのではなく、「租税の本質規定、租税政策の限界が社会民主党の租税思想においていかにうけとめられているかということである」という。

「党内対立をマルクス主義と非マルクス主義的改良主義の対立として捉えることにしたい」が、両者の対立が綱領に表現されているとする見解にふれてみよう。ゴータおよびエルフルト綱領には、発展理論と労働者階級の現実的利益を追求するふたつの部分があり、カルマンは前者が理論的決定論的性格を示し後者が主意主義的政治運動（目標定立的活動）であるとして、党勢力の拡大につれての理論と実践のかかる矛盾の解決が

修正主義であるという。しかし、著者は、綱領の第一部と第二部が相容れないとみる見解はあやまりである、「少なくともマルクス主義が社会改良政策をまったく排除すると考える考え方は明らかに誤りであり……社会改良要求が非マルクス主義的であるか否かの問題は、その要求をマルクス主義的立場と切り離して理解あるいは提起するか否かの問題として考えられなければならないのである。……いわゆる発展法則が人間の実践的活動を通じてのみ実現される限りにおいて、その合法的発展は人間の実践的活動、したがってまた政治活動をまったく排除する一つの論理的過程を意味するものではないし、その意味で実践的活動に対置されるものでもない。カルマンの解釈がいわゆる宿命論的解釈、自動崩壊論につらなる考え方であることは明らかであろう」と強調する（第一章）。

党の間接税概念規定は、ラッサールの概念を継承したが、のちにウルム、ベルンシュタイン、クローノーらが概念の固定化に反対し、直接税でも反対しなければならぬもの、間接税でも賛成されうるものと主張した。これは従来の間接税反対闘争批判であり「エルフルト綱領」新解釈であった。間接税否定の論拠は、第一に、労働者負担、消費者負担批判、第二に、労働需要の減少（失業）、第三に、生産力発展阻害であり、とりわけ、第三の根拠は修正主義とのかんれんで注意される。マルクスの間接税否定は、社会主義のための「管制高地」の成熟をうながす点にあったが、シッペルやベルンシュタインでは、現

存社会における労働者階級の経済的地位向上のためなのである(第二章)。

間接税否定の論拠は直接税要求のそれである。つまり、応能原則の適用であるが、これは原理的には剰余価値課税の提唱であつた。けれども、このことは剰余価値自体を区別して蓄積基金と消費基金にわけ、後者にたいする課税が主張されるにいたる。生産力理論は第一に課税の限界もんだいに逢着せざるをえないし、第二に租税使途を社会的生産力の発展にからわしめたのである。直接税要求が間接税拒否の楯の半面であるにせよ、後者において提起されないもんだいが存在した。ひとつは課税限界であり、他は租税政策実現の条件にかんするものである。党は社会主義社会の実現に志向するかぎり、本来資本制社会を基礎とする租税政策的要求をうちださうか。初期カウツキーは、「農業問題」のなかで社会民主主義的財政政策の実施には、資本主義的生産方法の存続とプロレタリアートの大きいなる政治権力の存在というふたつの条件が必要であるといひ、しかし、このふたつは排斥しあうものであるからその実現可能期間は極度に短期間であるかもしくはおそらく発生しないといひた。かれは、現実的可能性のない租税政策のうちだされる所以が労働者階級の運動方向を指示することにあるといひ。だが、党内外諸条件の変化は、カウツキーの意識をかえ、「われわれが強力になればなるほどわれわれにとってますます重要となる視点(財政もんだいの現実的処理)が問題となる」と吐かせたし

ベルンシュタイン、クローノ、ウルムらは明瞭に租税政策を主張し、急進派が「ただ漠然とした虚偽の歴史的發展という前提にもとづく未来の予測のために、わが労働者階級の現在の利益を無視する」(クローノ)と非難した(第三章)。

予算協賛の公式の見解は、例外的ケースを是認した。急進派は、このケースを否定し、修正主義者は、兩独におけるように予算承認の態度であつた。個別予算と総予算の区別は、原理と実践の妥協の産物であるが、改良派の協賛に根拠をあたえた。カウツキーは、総予算がだれにたいして予算を協賛するかが第一義的であるに反し、個別予算は何を協賛するかであつて、前者は敵対性だが、後者は合目的性だといひ。この区別は、帝国予算と邦国予算の処理にむすびつく。前者の支出は軍事費、植民地費がおおく、後者は国民生活に直接かんれんする文化的経費であり、改良派の根拠を形成した。ローザは、帝国と地方を通じて階級の性格は不変であり、量のもんだいに還元してはならないと論難する。ベルンシュタインは、党の反対する経費(軍事費、官廷費など)と一定の条件下で是認する経費(司法警察費、産業奨励費、スポーツ費など)と積極的に要求し是認する経費(教育費、社会政策費、芸術奨励費など)の三にわかつたのであつた。左派は予算もんだいを原理的に把握し、改良派は戦術とかがえた。前者は戦術とは「原理の破棄でなくてその適用」であり、後者は、原理的拒否の立場が党の議会活動を低下させるとした。租税協賛の論議は、第一に帝國政府自体が

相続税を提案し、第二にシードー財政改革以降租税法案が個別化され、間接税案とかんけいなく相続税を実現する可能性が党にあらえられたことによる。党の第一見解は支出目的の如何にかんけいなく党綱領要求の租税は承認されなければならない、その第二は支出目的の拒否にかわりないが、拒否がつらぬけなければあい、目的と手段をきりはなして労働者の現実利益をとるべきという立場で、予算協賛を通じて他党との提携により社会改革のための政策を推進しようとするものであった。第三の立場は支出目的を決定的な基準とみて、直接税と間接税のいずれをとわず、いっさいのものを拒否し、社会主義的理解をふかめ、ブルジョワジーの外面的譲歩にたいして党の基本的立場を対置させようとする。一九世紀九〇年代から長年にわたってはげしい論戦の的となつた予算と租税の協賛もんだいは、第三の見解を排除していく道を示した。そのさい、カウツキーが経費使途の生産性を論じ、使用目的の生産性を租税政策の重要視点とみなしたことは、このような経済学的分析による政治的側面の捨象をものごたるのである(第四章)。

著者は、このように党の政策史とその根拠にふくまれる基本もんだいをあきらかにしたのち、むすびの第五章において、みづからの規定をあたる。

党内対立の基本的なふたつの立場は、マルクス主義と非マルクス主義(改良主義ないし修正主義)に大別しうる。前者は、租税改革の一部性と改革の限界を、すなわち財政かんけいの資

『広田司朗「ドイツ社会民主党と財政政策」』

本制的本質を論定した。しかし、「現実の資本主義国家における敵対的政府の下では、社会民主主義的租税政策の実現は困難であるのみでなく、そのこと自体を目標に掲げることは誤り」であるにせよ、「租税政策的要求を打ち出すことが無用である」と考へることは、これもまた誤りである。この立場での租税政策的要求は、租税による社会変革を意味するのでも労働者階級の現実的利益を追求するのでもなく、労働者の政治的自覚、アジテーション、大衆啓蒙の役割を中心とすべき性質のものであり、したがって、この立場では、「現実政策的な要求のための理論的基礎を提供するという意味での租税理論、財政理論ももちろん存在しえない」といふべきである。』いいかえれば、この立場にあっては、「政策主体の変更」こそが「積極的政策展開の前提条件」なのであり、従来のように資本主義的生産かんけいと所有かんけいに規定された国家政策主体を前提にした財政学(スミスやワグナー)のような一見反対の主張をおこなっているにもかかわらず、じつは同様の性格をもつものたぐいと異質である。この立場では、「財政の本質認識自体が財政と経済、かくてまた国家と経済の土台の統一的な把握によつてはじめて可能となるのである。……財政学は本来経済学でなければならぬのである。」後者は、社会政策やその他の改良方策の積みかさねがいわば直線的に社会化ないし社会主義への途であるとかんがえ、初期では消費者利益の擁護という倫理的分配修正論、後期では経済学的分析が、ともに修正主義的見地にむすび

つき、国家の公共性と生産力理論によって体制の質的差異と権力機構克服の欠如という真正正銘の修正主義におちいったのであった。

そこで、著者は、「社会民主主義が財政の科学的認識と政策的要求を可能にするためには……土台としての経済過程との結びつきにおいて問題を考察することが要請される。しかしことは、財政の経済的側面が社会発展の基本的動力である経済の基礎過程と同列視されることを意味するものではけつしてない。国家と経済の統一的把握を志向する財政範疇の正しい位地づけ、財政問題の限界認識を前提とし、その前提にもとづいて改めて両者の関連を捉えるものでなければならぬ。そのような意味においてのみ財政学は経済学でなければならぬのである。それと同時に、そのようなものとしての財政学が従来のブルジョア的性格を脱皮するためには、資本主義社会の歴史的性格、……運動法則を実践的な立場において究明する経済理論および社会発展の理論をふまえるものでなければならぬ。そのような歴史的認識をふまえ、資本主義発展に対応してあらわれ国家財政の役割を明らかにすることによって、財政理論は合法則性を獲得し、批判的政策体系にたいするゆたかな基礎づけを可能とするであろう」といわれ、修正主義の見解はもろろん、マルクス主義の立場もこの課題を達成したわけではない、というのも、この立場は理論的考察についてはほとんどみるべき成果をあげず、租税に比して経費分析はほとんどなされてい

ないのであり、終始、予算拒否に意をもちいて改良主義の見解の勝利の一因をつくつたと主張する。さいごに、著者は、党の思想と国家社会主義（ワグナー）とのかんれんに言及し、両者の近似性を党内修正主義にもとめ、このことは、党全体の統一的性格規定の至難さを意味するとされ、財政もんだいにおいての党分裂の必至をものがたるものであるといわれる。

五 財政政策・財政学・財政思想

著者の叙述におけるさまざまなコンテクストに疑問をさしはさむ余地がないわけではないとしても、全体として明快な論旨と簡明な筆のはこびでえがきだされた本書の滋味は、主題に関心をもつものの信頼にたる栄養となり共有財産となりうるであろう。わが国でのほとんど未開拓にちかい分野を内在的にあとづけようとする著者の精進は、学問的賛辞をうけるに十分なものである。まず第一に、著者が財政理論と政策とのかんけいについてドイツ社会民主党の歴史をかえりみようとすると、目設定のたしかさ、第二に、ともすれば修正主義的立場による目的論的アプローチの好餌となったドイツ社会民主党史研究にふみいれ、とくに財政的視点によって再構成される開拓者の意欲、第三に、ドイツ正統派財政学の本質を解剖して財政学の全体構造をとらえようとされる視角、さらに、第四にこのことを通じてマルクスの財政学的もんだい領域を立体的に位置づけ、構造改革論の本質照明にも寄与したいという現代史的観点

は著者のなみなみならぬ成果と態度である。おしむらくは、著者自身もいわれる場所的・时期的制約であり、とりわけ时期的なものの制約であつた。一九一四年以降ナチスによる弾圧にいたる期間は、党にとつての最大の試練であつたし、正統派財政学がいわゆる財政社会学によつて批判をこうむる時代をささみ、党の財政政策論をパースペクティブな視野でおさえる可欠な時代であるはずである。

本書が着実な研究であることは、すでにあきらかであるとしても、それだけに、もんだい設定と本論とのかんけいに一種の亀裂がひそむことはみとめていいであらう。著者は修正主義の抬頭を党勢力の拡大と現実政策の必要に帰しているが、このことと「二重権力」下のレーニンの国家独占資本主義論とか第二次戦後イタリアの構造改革論がかならずしも修正主義にむすびつかないことは、どうかかんれんするのであらうか。そこには、当時の特殊ドイツの諸条件が主體的にも客觀的にも存在したのではないだらうか。党内マルクス主義と改良主義の抽象的対立という不幸な状況の現出は、ドイツ資本主義の、また党的どういう特殊性に起因したのであらうか。こうした点は、おそらく、修正主義の生成理由をふくむ歴史の全体構造のなかでのみ、おさえうるものである。正統派財政学とのかんけいも、著者みずからいわれるごとく、「素描の域を出ない結果に終わった。」しかし、著者のもんだい設定は、わたしのかんがえでは、けつして本書のみのそれではなく、本書をさきがけとする著者

の全研究視点を明示した構想の一端にすぎず、右の亀裂は、その意味では、本書固有の欠陥なのではない。

わたしは、著者の歴史研究にもとづく結論、すなわち、マルクス主義者は社会主義の実現にあくまでその目標をさだめ、租税政策、ひいては財政政策に積極的な意味をあたえないし、政策のための理論的基礎を提供する租税理論・財政理論ももちあわせない、したがって、国家政策主体（支配権力）を前提としつつこれに対応する従来の財政学とは異質であり、そのうちだす政策的要求は敵対的政府の実施する政策批判（批判的政策体系の対置）でしかありえないから、それがアジテーション、大衆啓蒙の役割を中心とすべき性質のものであるという規定は本書のさわやかな最大功績のひとつであるとおもう。自明とおもわれるこのことが、十分に、指摘され確認されたことがなく、わたしの前掲小稿での力点のひとつもここにあつた。ところが、著者は、ここからさらに、マルクス主義的立場の財政もんだい把握のあり方にふれ、社会民主主義が財政の科学的認識と政策的要求を可能にするためには、財政学は本来経済学でなければならぬ、しかし、そのばあい、財政の経済的側面と経済の基礎過程とを同列視しないで両者のかんれんをとらえる意味での経済学でなければならぬし、社会発展の理論をふまえるものでなければならぬといわれる。この結論的総括は、あまりに抽象的・一般的で、どこをどのようにすれば、ドイツ社会民主党の経験と具体的に密着し党のあやまりを内在的に克服し

うるのが不明瞭である。また、著者はマルクス主義の立場が実践的もんだいでは明確だが、理論的考察にはみるべき成果をもたない、経済学的分析のころみは改良主義にむすびつくといわれる。むしろ、前者は実践的にも理論的にも原則主義で具体化に無関心であり、後者は具体化を原則の修正にまで高揚した点にもんだいがあり、両者が実践と理論とを分有した点にあるのではないとおもうし、かかる対立が、なぜ、統一しえなかつたかという視角からの分析と教訓にこそ、われわれの本書にたいする期待があつたのである。第二部第五章三における説明はもうひとつの工夫が必要であつたのではなからうか。明快な本書のなかで、この部分が、もつとも難渋な箇所であるのも、他の叙述との有機的かんけい十分に提示されないままに、かかれてゐるためである。

さいごに、もうひとつ、著者は、本書のいたるところで、財政政策・財政学・財政思想のこつばを使用される。そのさい、財政政策は政策主体たる国家の政策であり、従来の財政学はこの政策の理論的基礎づけをあたえるものという規定を事実上あたえられた。しかし、財政思想の概念は明示的でない。この三者のもんだいも、方法論上、重要なのである。支配権力を前提とする財政学は、みずからの実践を政策的実践としての財政政策のなかに表示するが、支配権力の克服をめざすマルクス主義は政策ではなく運動のなかに実践をおく。運動的実践の科学的基礎は資本主義社会の矛盾の分析であるけれども、現実の運動

はみずからのスローガンを必要とする。そうしたものの全体が綱領である。綱領は科学的分析とスローガンとをともに具有しなければ意味がない。綱領では、資本主義社会のなかでかならずしも実現可能でないさまざまのスローガンがかかげられる。それは政策的要求というよりも、批判的政策体系の対置である。この運動が現実には政府の政策に影響をあたえることと政策的要求でないということは背馳しない。必然性と目標定立性の矛盾(理論と実践の矛盾)は、カルマンのいうように修正主義によつて解決されるのではなく——党史解釈をはなれていえば——思想の独自性によつて解決されなければならない。理論はつねにいっさいの現実を全面的・絶対的に把握しようとはかぎらないが、実践はつねに全面的・絶対的な認識を必要とする。理論と実践の統一とはまさにこうしたものの統一であるとするれば、理論は思想性を排除しえない。社会の法則というのは、著者もいわれるように人間の实践活动を通じてのみ実現される。資本主義社会の社会主義社会への移行を必然的なものとして論証する(理論)のみでは、社会主義社会は実現されない。資本主義社会の財政の必然性や自己矛盾の指摘のみでは、マルクス主義の財政把握ではない。マルクス主義が財政もんだいへの無関心のみを表明したのは、その無関心を現実のものとすることはできない。こうして、理論自体の発展と理論の実践性を具体化するために、思想の契機が設定される。財政思想は、財政の科学的認識に依拠しつつみずからのスローガンをかかげる(うら

がえしていえば科学的認識はかならずしも思想を排除しえない)。綱領もまた綱領思想として、租税の公平、経費のくみかえ動議・縮少、強度の累進税、地方財政の拡充をとなえる。かかる主張の根拠は、原則を堅持しつつこれを歴史の実践のなかで貫徹させる道にはかならないからである。ドイツ社会民主党の財政思想というばあい、かかるものとしての財政綱領思想と財政政策思想(支配側の思想)とが混入したものとわたしはみたい。修正派の財政理論的分析は、財政政策の基礎づけとしての理論の性格が濃厚であり、財政の矛盾の分析たるマルクス主義の科学的手続きとは、その視角をことにするようにおもわれた。

くりかえすまでもなく、本書の業績はたかく評価されなければならぬ。過去のわが国における諸研究と比較しても、視野の広大性はあきらかであるし、無数の原資料に内在するたゆまない学問的真摯は、近來ともすればジャーナリスティックな筆にながれる砂のごとき出版物のなかにあつて、かがやかしいモニュメントである。残念なのは、紙幅のためであらうか、党史・党大会をふくむ年表や事項および人名索引の欠落であつて、こうした書物には是非ともそなえてはしかなかった。著者のご研鑽をここからいふるとともに、続論の公刊を期待してやまない。

(1) 以下については、前掲小稿をみよ。これはわたしとしても試論にすぎず、整理不十分なことを痛感している。

(2) ドイツ社会民主党と銘うつものは論文にかぎられる。

広田司朗「ドイツ社会民主党と財政政策」

大内兵衛「ドイツ社会民主党の租税に関するテーゼ(一九一三年)」大原社会問題研究所雑誌「第七卷第一号、昭和五年三月号、井藤半弥」ドイツ社会民主党の租税政策」同「租税論」昭和三年所収、大島通義「ドイツ社会民主党初期の財政論」『三田学会雑誌』第五〇卷第四号、昭和三年四月号、吉田震太郎「ドイツ社会民主党の財政政策論」鈴木武雄・武田隆夫編「財政学」(三二)昭和三十一年。党員の個別研究は広田氏によるもの(「ベルンシュタインの財政思想」『山口経済学雑誌』第六卷第一、二号、「Hクローノの租税思想」『関西大学商学論集』第一卷第六号「カウツキーの財政思想」『関西大学商学論集』第二卷第三、六号、第三卷第一号)、大陽寺順一「ラッサールの間接税論」『二橋論叢』第二九卷第二号、佐藤進「ラッサールの間接税論について」『武蔵大学論集』開学一〇周年記念論文集、大内力訳「間接税と労働者階級」(岩波文庫)解説。これらのものと本書との対比による本書の独自性に言及するいとまはなかった。著者の個別研究は、党史の人間史的肉づけとしてまとめられると精彩をはなつ一書となりうる。